

高齢者福祉サービス

各種サービスの問い合わせ先

| | | |
|------------------------------------|-------------|----------|
| 給食宅配サービス、在宅高齢者支援サービス、電話サービスに関すること | 社会福祉協議会 | ☎42～2328 |
| 高齢者世話付き住宅に関すること | 市役所建築住宅グループ | ☎42～2223 |
| 家族介護用品支給事業に関すること | 市役所保健介護グループ | ☎42～3217 |
| 上記以外の在宅生活支援サービス、生きがい・健康づくり事業に関すること | 市役所福祉事業グループ | ☎42～3217 |

在宅生活支援

給食宅配サービス

65歳以上のひとり暮らしで食事の支度が困難な方に、食事を宅配し食生活の改善と充実を図ります。

▼実施日 毎週月～金曜日の1日1回夕食（祝日及びお盆、年末年始を除く）

▼利用料 1食につき400円

在宅高齢者支援サービス

おおむね70歳以上のひとり暮らし世帯を月2回程度訪問し、安否の確認と軽易な日常生活上の援助を行い、孤独感の解消と自立した生活の継続を支援します。

▼利用料 無料

電話サービス

ひとり暮らしの高齢者等に対し、電話による定期的な安否確認や相談サービスを行います。

▼利用料 無料

家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と交換できる引換券を交付します。

▼対象者 市内に住所を有し、介護保険法の認定が要介護4または5の在宅高齢者を同一世帯で介護している市民税非課税世帯の家族

▼対象品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の介護用品

▼助成額 1か月につき3,000円

生きがい・健康づくり

老人クラブ活動支援

■老人クラブ運営助成

地域を基盤とする高齢者の自主的組織である各老人クラブに対し、運営費の一部を助成します。

■高齢者グラウンドゴルフ大会〈7月3日・アリーナチロル（予定）〉

高齢者の体力づくりと軽スポーツの普及を目的に、老人クラブ連合会との共催でグラウンドゴルフ大会を開催します。

■高齢者スポーツ大会〈9月6日・アリーナチロル（予定）〉

各老人クラブの相互交流と高齢者の体力づくりを目的に、レクリエーションを中心としたスポーツ大会を開催します。

■老人クラブ講話会〈10月16日・老人福祉センター（予定）〉

老人クラブ会員等を対象に、専門講師を招いて講話会を開催します。

敬老祝金支給事業

長寿をお祝いし、その年に満80歳となる方に10,000円を支給します。





ご利用ください!

市では、高齢者の皆さんが安心して暮らせるよう、各種福祉サービスを実施しています。

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯などで、援助を必要とされる方が利用できるサービスです。どうぞお気軽に市役所や実施機関にお申し出ください。

なお、各行事等の実施案内は、そのつどお知らせします。

在宅生活支援

デイ・サービスセンター (☎42~6690)

在宅で生活されている方で、身体上または精神上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある高齢者等の皆さんが利用できる日帰り施設です。リフト付きバスによる送迎、入浴、給食、日常動作訓練、生活相談などのサービスを提供します。

▼**利用日** 毎週月～金曜日（祝日及び年末年始は休館）

▼**利用料** 必要な介護の度合いに応じて決められている利用料の1割を負担。給食は1食につき500円

高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）

加齢に伴い生じる生活上の不安や不便をできるだけ解消し、安心して快適な生活が営めるよう、日常生活を支援する生活援助員を配置した、高齢者に優しい設計の住宅です。

▼**戸数** 神威神楽岡地区19戸、東光地区19戸

▼**家賃** 入居世帯の収入によって決定。このほか、月額4,900円を限度に援助員の派遣費用を負担

外出支援サービス

要介護3以上の在宅高齢者並びに重度の身体障がい者で、一般の交通機関を利用することが困難な方を、医療機関や在宅福祉サービス、介護予防やいきがい活動支援事業を提供する場所まで移送車両で送迎します。

▼**助成額** 利用者一人につき年間10,000円を限度とし、外出支援サービス利用券を交付

緊急通報電話設置サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯で、身体虚弱な方や重度の身体障がいなどにより、緊急時に機敏に行動することが困難な方の自宅に、事故や急病など突発的事態に対処できるよう、消防署と利用者宅を直接電話回線で結ぶ緊急通報装置を設置します。

▼**利用料** 設置・撤去費用は無料。通話料や電池などの消耗品、利用者の事情による移設費用は利用者負担

除雪経費助成サービス

居住家屋の屋根の除雪等が困難で、経済的に困っている高齢者世帯に経費を助成します。

▼**対象者** おおむね65歳以上の方で、近くに扶養義務者がいない、経済的に困窮している方

▼**助成額** 除排雪にかかった経費の半額

除雪ヘルパー派遣サービス

体力的に除雪が困難と認められる高齢者世帯に、除雪ヘルパーを派遣します。

▼**対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯等で、近くに扶養義務者がいない世帯

▼**利用料** 年額10,000円

訪問理美容サービス

高齢や心身の障がい、傷病等の理由で理髪店や美容院に出向くことが困難な方に、居家で理美容が受けられるよう民間事業者を派遣します。

▼**利用料** 理美容料金のみ（派遣事業者の交通費等は市が負担）